

静岡大学における研究費等の運営・管理に関する
コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和4年2月24日
統括管理責任者決定

静岡大学(以下「本学」という。)では、静岡大学研究費等管理規則第2条第4項及び第5項に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
I.対象	研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員	全ての構成員
II.目的	研究費等の管理に伴う責任及び使用ルール、不正防止対策に関する方針、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
III.実施内容、方法、頻度	責任者向け	1) 役員会において、不正防止計画等の審議・報告【年1回】 2) 企画戦略会議において、不正防止計画等の報告【年1回】 3) 内部監査結果の報告【年1回】
	研究者向け	1) 啓発活動に係るポスターを学内掲示、教授会等で周知【年2回以上】 2) メールによる不正防止に係る通知の送付【年2回以上】 3) 「役員及び教職員行動規範」「研究者の行動規範」「役員及び教職員倫理規程」をHPIに掲載【随時】
	職員向け	4) 「研究費の使用ハンドブック」、「よくある質問」等を学内HPIに掲載【随時】 5) ガルーンを活用した他機関の不正事例の共有【随時】 6) 内部監査結果の周知【年1回】 7) 意識調査の実施【3年に1回】
	学生向け	1) 謝金業務に従事する学生に対して、業務実施前に契約担当課から謝金業務のルールや注意点を説明【随時】 2) 旅費の支給を受ける学生に対して、総務担当係から旅費制度のルールに関する説明文を配付【随時】

※職員向けコンプライアンス教育は、研究費等の運営・管理に伴う事務処理(物品購入、旅費・謝金の支給に関する事務補助や財務会計システムの入力等)を行う職員(非常勤職員、派遣職員等を含む。)を対象とする。

研究費等の運営・管理に関するコンプライアンス教育・啓発活動

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
構成員 共通	<ul style="list-style-type: none"> ●研究費等の運営・管理に関する研修（e-learning）（採用時及び3年に1回受講） ◆ポスター掲示 ◆「役員及び教職員行動規範」「研究者の行動規範」「役員及び教職員倫理規程」の周知（ホームページ掲載） ◆「研究費の使用ハンドブック」、「よくある質問」の周知（学内ホームページ掲載） ◆他機関の不正事例の共有（ガルーン） ◆内部監査結果の周知（学内ホームページ掲載） ◆意識調査アンケート（3年に1回） 			
役員・ 責任者	<ul style="list-style-type: none"> ●責任者向けコンプライアンス教育（対面又はオンライン） ◆不正防止計画策定の報告（企画戦略会議） ◆前年度内部監査結果の報告（事務協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ポスター等啓発資料の周知（企画戦略会議・メール） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆予算の早期執行の周知（企画戦略会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆次期不正防止計画の審議（役員会） ◆ポスター等啓発資料の周知（企画戦略会議・メール）
研究者	<ul style="list-style-type: none"> ◆不正防止計画策定の周知（メール） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ポスター等啓発資料の周知（教授会・メール） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆予算の早期執行の周知（メール） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ポスター等啓発資料の周知（教授会・メール）
<ul style="list-style-type: none"> ●APRINのe-learningプログラム（採用時及び3年に1回受講） 				
職員	<ul style="list-style-type: none"> ◆不正防止計画策定の周知（メール） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ポスター等啓発資料の周知（メール） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆予算の早期執行の周知（メール） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ポスター等啓発資料の周知（メール） ●旅費・謝金業務の勉強会（対面）
学生	<ul style="list-style-type: none"> ◆謝金業務に従事する学生に対して謝金業務のルールや注意点を説明（対面） ◆旅費の支給を受ける学生に対して旅費制度のルールに関する説明（配付） 			

- ：コンプライアンス教育
- ◆：啓発活動